資料2

令和８年11月９日　第34次地方制度調査会
第11回専門小委員会ヒアリング

大都市地域における行政体制の在り方について

～ 特別市移行による財政への影響等 ～

神奈川県副知事
中谷 知樹

1　税収移転の試算

１－１　税収移転の試算

○ 県から特別市への税収移転額を算出するため、**指定都市分の県税収入額を試算**
（横浜市、川崎市、相模原市）

指定都市分の税収推計方法について

次のとおり、税目ごとに合理的と思われる基準に基づき推計

税目		配分基準
個人県民税	均等割・所得割	市町村の収入実績額 ※　市町村が個人市町村民税と併せて徴収
	配当割	配当割交付金の市町村別決算額
	株式等譲渡所得割	株式等譲渡所得割交付金の市町村別決算額
法人二税	法人県民税	法人市町村民税（均等割・法人税割）の市町村別決算額
	法人事業税	法人市町村民税（法人税割）の市町村別決算額
地方消費税		地方消費税交付金の市町村別決算額
その他の税		自動車税：納税義務者の住所地 県たばこ税：市町村たばこ税の市町村別決算額　など

1 － 2　税収移転の試算

○ 県税のうち、**6割超が指定都市からの収入**となっている

県税収入等の比較（令和元年度決算）

（金額の単位：億円）

	① 県全域	② 指定都市分（推計）	（②／①） 指定都市割合
県税（A）	11,537	7,222	63%
市町村への 税交付金（B）	1,989	1,372	69% ※1
差引（A-B） （税交付金を除いた影響額）	9,548	5,850 ※2	61%

※1 指定都市のみに交付される税交付金があるため、税交付金の指定都市割合が高くなっている

特別市への移行により、
指定都市の税源が全て移譲されれば県税の大幅な減少

※2 税収に占める指定都市割合は拡大傾向にあることから、
特別市移行による財政への影響はますます大きくなると見込まれる

1 － 3　税収移転の試算

指定都市分の税収額（税目別）（令和元年度決算）

（金額の単位：億円）

	科目等	①県全域（金額）	①県全域（構成比）	②指定都市分（推計）	（②／①）指定都市割合
県税	個人県民税（うち超過課税）	3,351（42）	29%	1,846（29）	55%（69%）
県税	法人二税（うち超過課税）	2,991（211）	26%	1,986（141）	66%（67%）
県税	地方消費税	3,205	28%	2,080	65%
県税	その他税	1,990	17%	1,309	66%
県税	計（A）（うち超過課税）	11,537（253）	100%	7,222（170）	63%（67%）
	市町村への税交付金（B）	1,989	－	1,372	69%
	差引（A-B）（税交付金を除いた影響額）	9,548	－	5,850	61%

税収移転の試算【まとめ】

・県税の６割超が指定都市からの収入

・特別市への移行により、指定都市の税源が全て移譲されれば、
大幅な県税の減少

・事務に見合う財源が確保できていない問題は、指定都市だけでなく地方全体の問題。そうした中、指定都市が財源の不足分を同じ地方税である県税に求めることは不合理

2　財政への影響（県の試算）

2－1　財政への影響（県の試算）

○ 令和４年３月、「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」で令和元年度決算における影響額の試算を公表

県税と歳出の比較（令和元年度決算）

県税

（金額の単位：億円）

		金額（A）	構成比（B）
指定都市	横浜市	3,832	40.1%
	川崎市	1,441	15.1%
	相模原市	577	6.0%
	計	5,850	61.3%
その他市町村		3,698	38.7%
県全域　計		9,548	100.0%

広域自治体としての行政サービスの提供

歳出

（金額の単位：億円）

		金額（A）	構成比（B）
指定都市	横浜市	② 5,199	31.3%
	川崎市	1,753	10.5%
	相模原市	1,070	6.4%
	計	8,022	48.2%
その他市町村		8,610	51.8%
県全域　計		① 16,632	100.0%

本県の県税収入

約6割　指定都市

約4割　同市以外　から収入

“広域自治体”としての支出

県単独土木事業や水源環境保全など、**県内全域に幅広く行政サービスを提供するため**、指定都市と同市以外で

約5割　ずつ支出

特別市への移行により、指定都市の税源が全て移譲されれば

残存する県及び市町村の行政サービスの水準が低下し、自治体としての機能がが成り立たなくなる懸念

2 － 2　財政への影響（県の試算）

県の試算方法（歳出）

（単位　百万円）

目的別	額	按分基準
議会費	3,559	・人口
総務費	106,231	・人口
民生費	428,488	・人口 ・指定都市を除いた人口 ・身障手帳交付者数
衛生費	52,472	・人口 ・保健所設置費を除いた人口
労働費	5,407	・工場事業場労働者数
農林水産業費	24,310	・林野面積 ・水産業者数 ・農家数
商工費	18,425	・商工業従業者数
土木費	116,059	・人口
警察費	196,132	・警察官数
教育費	400,500	・人口 ・教員数 ・生徒数 ・高校数
災害復旧費	1,891	・人口
公債費	309,688	・人口 ・投資的経費の累積額
その他	0	・人口
合計 （税交付金除）	1,663,164 ①	

【各費目算出の考え方】
Ⅰ 市町村ごとに支出実績額を把握可能な経費（普通建設事業費など）については、支出実績額を使用
Ⅱ その他については、左表の基準により按分

土木費	116,059	横浜市移行 土木費	22,445
各市町村域への 支出実績額	88,511	横浜市域への 支出実績額	12,679
その他 （都市計画経費など）	23,949	人口（40.8%） で按分	9,766

警察費	196,132	横浜市移行 警察費	79,018
各市町村への 支出実績額	8,221	横浜市域への 支出実績額	3,499
その他 （人件費など）	187,911	警察官数(40.2%) で按分	75,519

（単位　百万円）

目的別	額
議会費	1,843
総務費	45,915
民生費	131,965
衛生費	17,698
労働費	2,410
農林水産業費	1,635
商工費	6,900
土木費	22,445
警察費	79,018
教育費	106,270
災害復旧費	5
公債費	95,556
その他	8,251
合計 （税交付金除）	519,911 ②

×85.68%（一般財源比率）

神奈川県の一般財源等歳出額	
A:一般財源等歳出計	1,571,050
B:税交付金等	192,764
A-B	③ 1,378,285

－

横浜市移行 一般財源等 歳出額
445,455④

＝

横浜市移行後の 神奈川県の 一般財源等歳出額
932,831⑤

2 － 3　財政への影響（県の試算）

県の試算方法（地方交付税）

＜基準財政需要額＞

（単位：百万円）

費　目	県分(移行前)	横浜市分	横浜市除き	按分基準
警察費	121,984	49,038	72,947	警察職員数
土木費	14,818	2,062	12,755	河川延長等
教育費	257,287	55,088	202,199	高等学校教職員数・生徒数等
厚生労働費	395,430	152,141	243,289	人口、65歳以上・75歳以上人口等
産業経済費	15,901	4,760	11,141	人口、農家数等
総務費	34,089	13,596	20,493	人口、世帯数
地域の元気創造事業費	4,023	1,641	2,382	人口
人口減少等特別対策事業費	7,943	3,241	4,703	人口
公債費	171,459	69,955	101,504	人口
包括算定経費	40,898	16,177	24,721	人口、面積
合計	⑥ 1,063,832	367,700	⑦ 696,133	

警察費の按分方法

測定単位の**警察職員数で単純按分**
・県　　：15,253人（ア）
・横浜市：　6,130人（イ）
　→横浜市割合：40.2%（イ÷ア）

⇒横浜市分：121,984百万円×40.2%
≒49,038百万円

＜基準財政収入額＞

（単位：百万円）

費　目	県分(移行前)	横浜市分	横浜市除き	按分基準
基準財政収入額	A 853,498	342,253	B 511,246	市町村別税収額（推計）の割合で按分

＜交付基準額＞

（単位：百万円）

費　目	県分(移行前)	横浜市分	横浜市除き	按分基準
交付基準額	C 210,334	25,447	D 184,887	基準財政需要額ー基準財政収入額

2 － 4　財政への影響（県の試算）

県の試算方法（歳入）

（単位：百万円）

費　目	県分(移行前)	横浜市分	横浜市除き	按分基準
地方交付税・臨時財政対策債	C 210,334	25,447	D 184,887	基準財政需要額と基準財政収入額により算出
基準財政収入額	A 853,498	342,253	B 511,246	市町村別税収額（推計）の割合で按分
留保財源	E 240,807	96,564	F 144,244	市町村別税収額（推計）の割合で按分
その他一般財源	G 73,645	26,549	H 47,096	
合計	K 1,378,285	L 490,813	M 887,472	

【その他一般財源】　歳入の費目に応じた基準を設定し、按分した上で、算出

（単位：百万円）

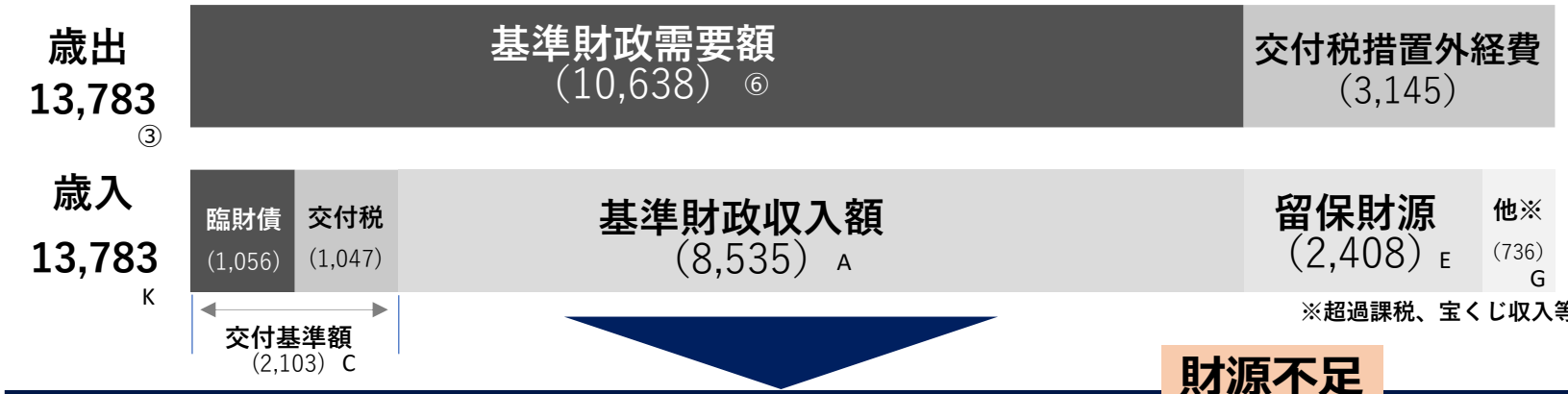
費　目	県分(移行前)	横浜市分	横浜市除き	按分基準
超過課税	25,321	11,743	13,577	市別の歳入実績
繰越金	4,952	1,601	3,352	歳出規模
諸収入	14,780	2,360	12,419	人口
財産収入	11,042	1,598	3,346	歳出予算規模
繰入金	13,406	0	0	
その他	4,145	9,247	14,401	
合計	G 73,645	26,549	H 47,096	

2 － 5　財政への影響（県の試算）

横浜市が特別市に移行した場合の影響額を試算（令和元年度決算）

現状

（単位：億円）



※超過課税、宝くじ収入等（以下同じ）

横浜市を除く

財源不足
△453

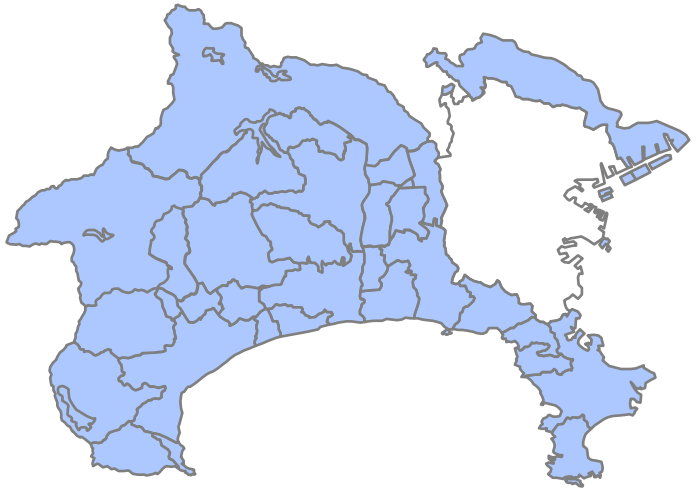
（単位：億円）



２－６　財政への影響（県の試算）

県の政策的事業への影響

横浜市が特別市に移行すると…



県の歳出減を考慮しても、

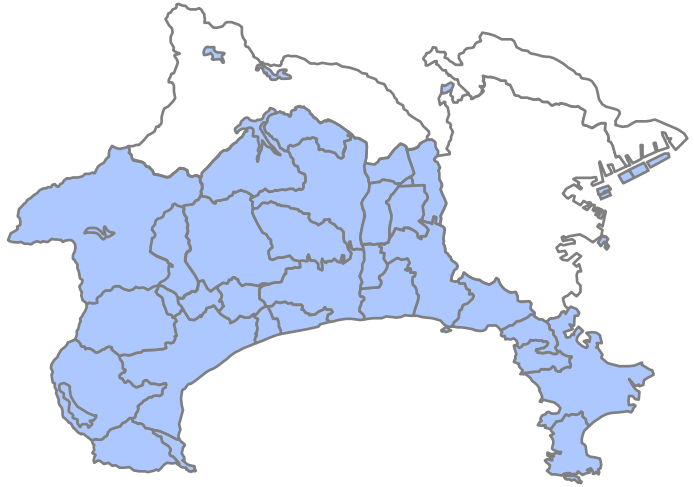
県は約**450**億円の財源不足

（453億円）

県税収入の割合から推計
（横浜市40.1%➡三市61.3%）

三市が特別市に移行すると…

※横浜市・川崎市・相模原市



県は約**680**億円の財源不足

県の政策的経費（令和３年度当初予算の一般財源2,000億円）の**３分の１**に相当

政策的に実施する独自事業が維持できない厳しい状況に陥る

２－７　財政への影響（県の試算）

○ 県の財源不足により・・・



神奈川県　**広域行政事務への支障**

・政策的経費は大幅に減少し、指定都市以外の地域で、県単独土木事業や私立学校経常費補助など、県の行政サービスの水準が低下



指定都市以外の市町村　**県の市町村支援・補完機能低下による支障**

・　県単独補助金等も減額され、医療・福祉・教育をはじめ、様々な行政分野における指定都市以外の市町村の行政サービスの水準も低下

特別市への一極集中が進み、残存する自治体の弱体化が加速
特別市とそれ以外の市町村の行政サービス水準の格差が拡大

財政への影響(県の試算)【 まとめ】

- 三市が特別市に移行すると、県は**約680億円の財源不足**と試算
- **残存する県及び市町村の行政サービスの水準が低下し、自治体としての機能が成り立たなくなる懸念**
- **特別市**とそれ以外の市町村の**行政サービス水準の格差が拡大**
- 全国で特別市への一極集中が進み、その一方で、残存する県及び市町村の弱体化は加速し、**格差問題が全国に拡大する懸念**

３　財政への影響（三市試算との違い）

3－1　財政への影響（三市試算との違い）

三市の試算について
※横浜市・川崎市・相模原市

「特別市に関する三市の考え方」

（令和8年9月公表）



県は約130億円の財源超過
と試算

令和5年度決算。
横浜市+41億円、川崎市△27億円、相模原市+119億円、合計+134億円の財源超過

神奈川県で確認

三市の計算では、繰入金・繰越金など、
前年度以前の税収入を年度間で調整している歳入科目が移行対象とされていないことを確認

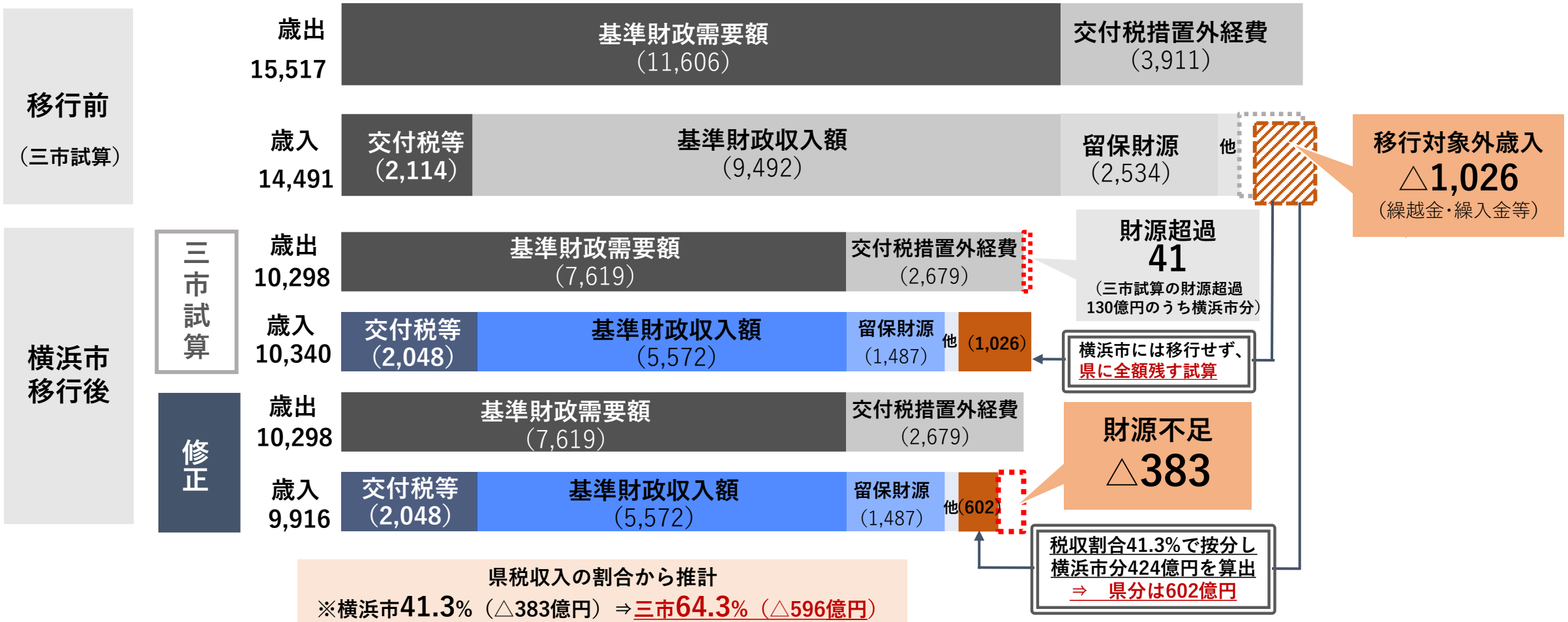
具体的には・・・
三市へ移行するはずの歳入約1,000億円を移行対象としていないと考えられ、
これを考慮すれば、三市の試算をベースにしても県は

約600億円の財源不足
の見込み

3－2　財政への影響（三市試算との違い）

県の収支（令和５年度決算）

（単位：億円）



三市試算をベースにしても

三市が特別市に移行すると県は約600億円の財源不足の見込み

３－３　財政への影響（1人当たりの留保財源に関する考え方）

三市の主張

県は、三市が特別市へ移行することで、留保財源が約1,500億円減少するため、行政サービス水準が低下するとしているが、三市を除いた県民１人当たりの留保財源を見ると、26,000円から28,000円に増加となり、県民１人当たりの行政対応力はむしろ改善

県の考え方

- 三市の試算では、歳出の増が考慮されておらず、三市を除いた県民１人当たりの歳出額は26,000円から38,000円に増加することから、１人あたりの留保財源が増える以上に歳出額が増えるため、やはり行政サービスが低下するおそれ
- 水源環境保全・再生施策や治水などの土木事業のように、人が少ない地域でも必要な経費があり、こうした事業の「１人当たり」の経費は高くなるため、「１人当たり」で比較することは不適切

	移行前（金額÷県人口）	移行後（三市除く金額÷三市除く県人口）
歳入（留保財源）	26千円/人（2,400億円÷920万人）	28千円/人（900億円÷320万人）
歳出（政策的経費）	26千円/人（2,400億円÷920万人）	38千円/人（1,200億円÷320万人）

三市の主張はこの部分のみ

歳入 28千円/人 － 歳出 38千円/人 ＝ △10千円/人
特別市へ移行すると１人当たり１万円の財源不足となる

３－４　財政への影響（財政調整措置に関する考え方）

三市の主張

県と特別市の財源配分に著しい不均衡が生じる場合、必要に応じて、**財政調整措置を行う**ことが考えられる

県の考え方

基本認識

- **自治体財政は自前の税収で賄う**ことが大原則
- **特別市は県から独立した自治体**にもかかわらず、特別市にとって**区域外である残存自治体**に対し**なぜ財政調整措置**をするのか、措置する側・される側の**双方にとって根拠不明の仕組み**

仕組み自体も多くの懸念

- 財政調整措置は、**単にイメージが示されただけ**であり、**具体的な制度設計は現実的に困難**
- 将来の社会情勢や**市長の交代など**、不確定要素が多く、**持続可能な手法とは言えない**
- 単年度ごとの調整に過ぎず、**県全体の発展（税源のかん養など）のために**、京浜臨海部の開発など、指定都市に長期に渡って**集中投資してきた多額の費用は補填できない**

３－５　財政への影響（財政調整措置に関する考え方）

	財源超過額に着目した調整	留保財源に着目した調整	合併算定替・合併特例債に準じた調整
三市の主張	移行で増加した普通交付税算定上の財源超過額の範囲内で、県の広域的事務等の経費に充てる交付金を交付（制度設計は今後精査）	県費負担教職員の市費移管の例を参考に、必要額を精査の上、留保財源比率を柔軟に設定して影響を抑える	市町村合併時の合併算定替（激変緩和）や合併特例債（充当率95%・交付税措置率70%）に準じた措置
課題・懸念	• 市の財源超過額の範囲内に限られ、超過が生じなければ措置はゼロとなる • 広域事務は恒常的に必要だが、超過額は景気動向で変動するため財源として不安定 • 県の自主的・計画的な財政運営を損なう上、対象経費・制度設計は「精査が必要」のまま	• 教職員の市費移管は単一事務の権限移譲であり、その歳出は基準財政需要額に100%算入されるべきものであり、これに対応する歳入は、基準財政収入額に100%算入し成り立つもの • 県の事務・財源を包括的に移譲する特別市とは性質が異なるものであり、この例をもって「留保財源比率の柔軟な設定」を論じることは適当ではない	• 合併算定替は激変緩和的な時限措置であり、合併特例債も合併後一定期間のみを対象とする時限的な措置 • 県や一般市町村は特別市導入による恒久的な財源の不足を懸念しているのであり、激変緩和的及び時限的な措置の提案は、不適当

財政への影響(三市試算との違い等)【 まとめ】

＜三市試算との違い＞
・三市へ移行するはずの**歳入約1,000億円を移行対象としていない**
・これを考慮すれば、三市試算をベースにしても、県は**約600億円の財源不足**

＜三市の主張する財政調整措置＞
・**自治体財政は自前の税収で賄うことが大原則**
・県から独立し区域外となった特別市が、残存自治体に対しなぜ財政調整措置をするのか**根拠が明らかでない**
・事後に財政調整措置をするのであれば、**そもそも税源移譲すべきでない**

4　財政への影響（地方財政全体への影響）

4 － 1　財政への影響（地方財政全体への影響）

○ 行政経費は一般的に、規模が大きいほど割安になる傾向

特別市移行による影響の試算

横浜市が特別市に移行すると…

- 神奈川県の人口は、特別市370万人と残存県550万人に分割・細分化
- **自治体規模が小さくなるとスケールメリットは低下**し、非効率となり、経費は割高になる

基準財政需要額におけるスケールメリット低下の影響の試算

（令和５年度分）

基準財政需要額の増 ＝ 交付税の増

（県約155億円、横浜市約167億円）

➡ **全自治体の交付税額に影響を及ぼす**（計約322億円の増）

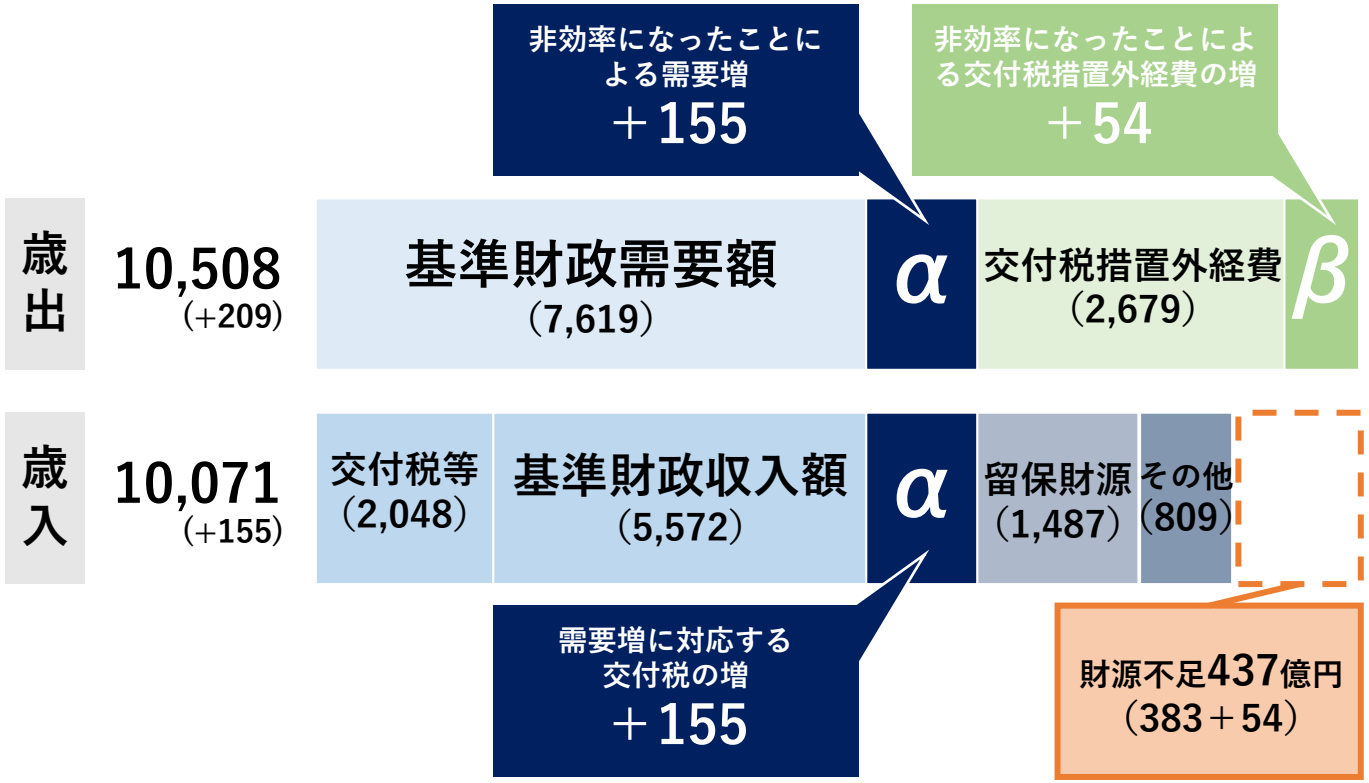
区分	神奈川県分	横浜市分	合計
①移行後	7,619億円	3,987億円	1兆1,606億円
②スケールメリット考慮	7,774億円	4,153億円	1兆1,927億円
差額（②－①）	155億円	167億円	**322億円**

神奈川県と横浜市の合計で**322億円経費が割高**となる

4 － 2　財政への影響（地方財政全体への影響）

県の収支【横浜市移行後】
（スケールメリット低下（非効率）考慮）

※令和５年度決算
（単位：億円）



スケールメリット低下の影響（総括）

全国への影響
（横浜市移行分）

交付税（α）【再掲】
- ＝基準財政需要額が増
 （県約155億円、横浜市約167億円）

➡ 全自治体の交付税額に影響を及ぼす（計約322億円）

県への影響
（三市移行分）

交付税措置外経費（β）
- スケールメリット低下の影響は交付税措置外経費にも及ぶ
 ＝ 交付税の財源保障なし

➡ 本県の財源不足が拡大
（横浜市移行分で約54億円※）
※(155億円÷7,619億円)×2,679億円

➡ 三市が特別市に移行すると、県の財源不足は約80億円拡大

県税収入の割合から推計
※横浜市41.3%（54億円）⇒三市64.3%（84億円）

財政への影響(地方財政全体への影響)【まとめ】

- 県が分割され自治体規模が小さくなると**スケールメリットが低下**し、**非効率**となり、**経費が割高**になることで交付税総額は増える

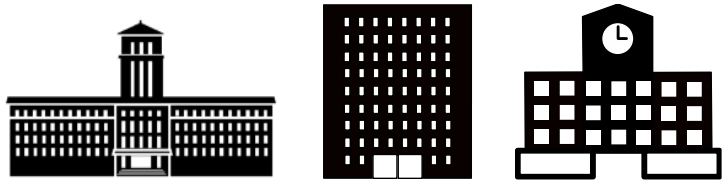
- **県と横浜市分**だけでも**約322億円**
 毎年度の**全自治体の交付税額に影響**を及ぼし、他の指定都市が特別市に移行すれば影響額はさらに拡大

- スケールメリット低下の影響は**交付税措置外経費にも及び**、
 本県の財源不足は約80億円さらに拡大

5 県有施設の移転等に伴う県民・市民の負担

５－１　県有施設の移転等に伴う県民・市民の負担①

○ 指定都市域にある…



県有施設　約**700施設**　（令和７年３月31日時点）

仮に特別市に移行すると、**指定都市域は県の区域外**となるため、**県有施設の移転・移管等が必要**となる。

移転	現在指定都市内に設置されている施設で、**特別市外への「移転」**が必要となるもの	県庁舎、警察本部、警察学校、精神保健福祉センター、女性相談支援センター など
移管等	現在、指定都市内に所在する施設で、当然又は協議により、**特別市への「移管」等**が必要となるもの	県営住宅、県立学校、県立公園、急傾斜地施設、取水施設・緑地 など

現在、指定都市域に所在する県有施設は、整備された交通網等、**県民全体の利便性を考慮して配置**されている

特別市への移行により、移転を余儀なくされた場合、県民全体にとって**施設の利便性が低下**することとなる

５－２　県有施設の移転等に伴う県民・市民の負担②

指定都市の主張と県の考え方

	移転等協議の時期について	県有施設の配置について
指定都市の主張	• 県有財産の移転等に伴う費用負担については、法制化後の制度設計や移行協議の中で整理していくべき事項	• 特別市に移行する区域に所在する県有施設について、県民・市民の利便性の観点から、当面、特別市域に配置する可能性も想定
県の考え方	• 特別市の住民のみならず、残存する県の住民にとっても大きな負担や利便性低下といった影響を及ぼすものである • 大きな負担と多大な労力をかけてまで法制化を図るべきなのか、特別市の法制化の是非を判断する非常に重要な要素であるため、問題の先送りは許されない	• 県の区域外となった特別市の市民に県有施設を利用させることは、区域の住民以外に税金を投じることになるため、受益と負担の関係にねじれが生じ、住民の理解を得ることは困難 • 将来の社会経済情勢や市長が選挙で交代するなど、様々な不確定要素が考えられる中で、持続可能な解決策とは言えない

5 － 3　県有施設の移転等に伴う県民・市民の負担③

移転等に伴い発生する新たな負担

指定都市域内にある県有施設約**700施設**について、特別市移行により、新たな用地取得や移転費用等の問題が生じ、**県又は特別市に莫大な費用負担と膨大な調整コスト**が発生する

神奈川県	特別市	→	県民・市民の負担
約4,947億円 「移転」に伴う土地の取得及び建物の建築費用	**約1兆778億円** 県からの「移管」等に伴う既存施設取得費		現行制度なら不要な **最大1兆5,000億円超** の負担が発生

※１ 県有施設以外にも、（地独）神奈川県立病院機構が所管する高度専門病院等も特別市への移管も考えられるので、さらに巨額の負担が追加で発生する可能性がある

※２ ほかにも売却する場合の不動産鑑定費用や、移転先への引越し費用なども追加で発生

➡ 現行制度(二層制)の下では一切問題は生じないが、**一層制となる特別市**に移行すると、**特別市外への「移転」や、特別市への「移管」等に伴う負担が発生**

県有施設の移転等に伴う県民・市民の負担【まとめ】

- 特別市に移行すると、**指定都市域は県の区域外**となるため、**県有施設の移転・移管等が必要**となる
- 新たな用地取得や移転費用等の問題が生じ、県又は特別市に**莫大な費用負担と膨大な調整コスト**が発生する
- 現行制度なら不要な**最大１兆5,000億円超**の県民・市民の負担が生じる
- 指定都市は「法制化後の制度設計や移行協議の中で整理していくべき事項」と主張するが、**法制化の是非自体に関わる重要な要素**であるため、**問題点を先送りせず、法制化前に整理する必要がある**

6　財政への影響等を踏まえた神奈川県の見解

6　財政への影響等を踏まえた神奈川県の見解

財源を同じ地方税に求める不合理

- **財政状況が厳しい**のは、指定都市だけでなく、**地方全体の問題**
- **指定都市の財源の不足分を同じ地方税である道府県税に求めることは不合理**

残存自治体の行政サービス水準低下

- 特別市に財源が集中すれば、県や指定都市以外の市町村の財源不足が拡大するため、**行政サービスの水準が低下し、自治体としての機能が成り立たなくなる懸念**が生じる
- **特別市への一極集中が進み**、その一方で、**残存自治体の弱体化は加速**していくため、日本全体の経済成長や多極分散に繋がるどころか、**東京一極集中以上の格差問題が全国に拡散する懸念**が生じる

県有財産の移転等に伴う費用負担

- 特別市に移行すると、指定都市域は**県の区域外**となるため、多くの**県有施設の移転・移管等が必要**となる
- **莫大な費用と膨大な調整コスト**をかけ、施設を利用する住民の**利便性を低下**させてまで**法制化すべきではない**

◎人口減少が進展し、社会経済状況も変化する中、大都市制度を見直すことは否定しない
◎しかし、課題や懸念があまりにも多い**特別市の法制化は、住民目線から見て妥当ではなく、大都市制度として選択肢になりえない**

7　特別市が抱える問題点

7 － 1　特別市が抱える問題点①

○ 人口減少・少子高齢社会においても持続可能な行政サービスを提供し続ける必要がある

地方制度調査会諮問事項

・人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、
　①国・都道府県・市町村間の役割分担
　②大都市地域における行政体制
　その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議

背景

・人口減少により深刻化する人材の不足や厳しい財政状況
　その一方で、行政課題は複雑・多様化
・これまでのフルセット行政では成り立たなくなってきている
・それは指定都市も同じ（直近の国政調査でも人口減少に転じている）

あるべき方向性

・自治体同士の広域連携をさらに進め、行政事務の広域化・集約化が必要
・都道府県・市町村の垣根を超えた連携や都道府県による市町村支援 など

権限・財源を囲い込み、フルセット行政を目指す特別市は、時代の流れに逆行
特別市は、①国・都道府県・市町村間の役割分担の方向性とも相容れない

7－2　特別市が抱える問題点②

特別市提唱の背景

指定都市制度の創設以来70年が経過し、旧態依然とした制度
時代が進展し、現在の状況に適っていないことを理由に特別市制度の創設を主張

旧地方自治法

旧特別市制度が位置付けられていた
- 府県を構成している**大都市と残りの市町村は密接不可分**の状況
- 大都市が特別市として分離すると**残存部だけで自立した行財政運営ができないなどの指摘**があり、旧特別市制度は廃止

その代わりに創設されたのが指定都市制度

第30次地方制度調査会

特別市制度について調査審議
①旧特別市制度に公選区長が存在したように**何らかの住民代表機能が必要**
②例えば警察事務についても区域が分割され、**広域犯罪への対応に懸念**
③全ての都道府県税も賦課徴収するため、**周辺自治体に対する都道府県の行政サービスの提供に影響する懸念**

これまで指摘された懸念は払拭されていないにもかかわらず、なぜ特別市なのか

7 － 3　特別市が抱える問題点③

○ 特別市制度の最大の問題点は一層制

住民代表機能への影響

・道府県事務も追加され、さらに巨大化した一層制の自治体を一人の市長と一つの議会だけで担えるのか
・居住地により行使できる参政権が異なり、制度的に不均衡が生じる

広域行政機能への影響

・一層制による対等・水平関係による連携は、有事や利害が対立した時に機能しないおそれ
　合意できるのは、主に平時の行政事務の一部。道府県のように広範な行政事務を網羅できない
・水平補完は制度的に疑問だが、仮に水平補完するとしても状況は上記と同じになる

残存自治体財政への影響

・一層制による特別市区域内の道府県税の一律の包括的な税源移譲は、個別事務の権限移譲に見合う税源移譲と違い、特別市に税源が偏在し、残存自治体との間で財政面の大きな不均衡が生じる
・結果的に道府県は、財源・権限・職員を失い、大きく弱体化。その影響がその他市町村にも及ぶ

道府県有施設への影響

・一層制の特別市が実現すると、特別市域は道府県の区域外となり、移転等の問題が発生
・住民の利便性を考慮して配置されている施設の移転、廃止等は、住民にとって不利益

これらの問題は、道府県の区域外となる一層制でなければ生じない

7 － 4　特別市が抱える問題点④

○ 現場からも課題や懸念を指摘する多くの意見

神奈川県 県内自治体の意見 … 参考資料２参照

県	特別市の法制化反対、**その他市町村の要望**を受け、**県と全33市町村の協議**を要望
30市町村	特別市の法制化反対、県と３市の協議の場に**当事者として30市町村も参加**を要望
３指定都市	特別市の早期法制化、**県と３指定都市のみ**による協議を要望

… **３指定都市は、県と当事者として30市町村が入った協議に応じていない**

関係団体の意見 … 参考資料２参照

教育団体	教育機会の格差拡大や、県立高校への受検等が制限される懸念
経済団体	県からの支援の縮小や廃止により、商工業者の苦境を招く
建設団体	県の調整機能が弱体化し、均衡ある社会インフラの整備を阻害
福祉団体	すでにある財政的支援の格差が拡大し、福祉人材の流出が深刻化

… **神奈川県が分断され、団体も分裂する可能性が生じることを懸念し、反対**

第９回専門小委員会ヒア結果 … 指定都市以外の市町村の主な意見

市の意見（真庭市長）	人口300万人のところで、**一層制の独裁市長をつくるべきではない**
町村の意見（寒川町長）	特別市による**マイナスの影響**は、町村部に大きく現れる

… **指定都市以外の市町村は、特別市制度の創設による悪影響を懸念**

現場目線で見ても、特別市には大きな懸念。現場の意見を踏まえた議論を

7 － 5　特別市が抱える問題点　参考①

○ 指定都市が主張する特別市制度の意義について

二重行政 … 参考資料３、４参照

県に残っている事務は、基本的に国から**広域自治体に留保すべきとされた事務**
基礎自治体と広域自治体で**棲み分けしており、住民ニーズ**もある事務

・指定都市の主張する非効率や住民にとって**過重な負担となっている二重行政はない**

・特別市が実現したら、**新たな二元行政**が生じ、効率的になるとは言えない

不十分な財政措置

財政運営が厳しいのは、指定都市だけでなく、道府県や指定都市以外の市町村も同様

特別市に全ての地方税が移譲されれば、道府県財政は弱体化し、**残存自治体の行財政運営は成り立たなくなる懸念**が生じる

多極分散型社会

特別市とそれ以外の市町村の行政サービス水準の格差が拡大
　特別市は財源超過、**残存自治体はさらに厳しい財政状況に**
　東京一極集中以上の**格差問題が全国に拡大**
　　（※）経済波及効果（川崎市）も**試算方法に疑問あり**…参考資料１参照

特別市制度の意義は、制度が創設されてもいずれも解決しないと考える

7 － 6　特別市が抱える問題点　参考②

○ 特別市制度の課題や懸念を解決する方法は、どれも問題の先送り

＜指定都市の主張＞（抜粋）

総合調整機能への支障への解決策

・指定都市・道府県間での**事前協議**を十分に行う
・事務の性質や地域の実情に応じて特別市と道府県が事務を**共同処理する仕組み**を設ける

残存自治体への影響への解決策

・都道府県と特別市が事務を**共同処理**する場合は、双方が相応の負担金を支出することなども検討
・財源配分に著しい不均衡が生じる場合は、**調整を行う仕組みの導入**についても、**国と協議の上、検討**
・財源超過額が増加する場合、その増加額の一部を県に対する**財政調整交付金等**として活用

行政施設の移転等に伴う負担への解決策

・**法制化後の制度設計や移行協議の中で整理**していくべき事項
・特別市にそのまま設置することが望ましいと考える施設は、**当面、特別市域に配置**

… どれも**膨大な調整や交渉**が必要であり、**成立は極めて困難**

➡ **法制化後の協議等で問題を先送り**するのは、残存自治体の納得する**解決策が示せないことの表れ**ではないか。その要因は**一層制の抱える構造的な問題。**このまま法制化した場合、**混乱は必至**

7－7　特別市が抱える問題点【総括】

地方行政のあるべき方向性

人口減少が進展し、社会経済状況も変化する中、大都市制度を見直すことは否定しない
今後は**自治体の垣根を超えた広域連携**が求められる時代であり、**指定都市とより一層連携・協調していく必要がある**

○ しかし、指定都市が特別市の創設を主張し続けるため、以下の理由から反対せざるをえない

制度として時代に逆行

・人的・物的資源が限られていく中、将来的に指定都市を含めて、**フルセットの行政**を維持することは困難となっていくにもかかわらず、**権限・財源を囲い込む特別市は、時代に逆行**

特別市とそれ以外の市町村との格差拡大

・**指定都市と周辺自治体は密接不可分**であり、一体の生活圏、経済圏を形成して成り立っている
・特別市が県から独立すれば、**県とその他市町村は自治体としての機能が成り立たなくなる懸念**が生じる
・特別市とそれ以外の市町村の**行政サービス水準の格差が拡大し、格差問題が全国に拡がる**おそれ

構造的な問題を抱える一層制

・**我が国は明治以降、二層制の地方自治を前提**として社会や経済活動等が成り立ってきた。広域自治体と基礎自治体という**二層制自体は合理的**であり、この枠組みを変更する必要はない
・こうした前提条件の中で、一層制の巨大な自治体を生む**特別市制度の法制化を図ろうとすれば、単に「大都市制度の選択肢の一つ」**という言葉では表現しきれないほどの**多大な労力とコストが必要となる**
・道府県から独立し、区域外となる**一層制は、**これまで多くの課題や懸念が指摘がされてきたが、未だに**実効性のある解決策は示されていない。構造上の大きな問題を抱えている**からであり、その意味で今後も解決することは困難と考える

◎一層制の特別市制度は、大都市制度の選択肢になりえない

参考資料１

～川崎市による経済波及効果試算の検証～

（参考）１ 川崎市による経済波及効果試算の検証

・令和７年６月、川崎市が経済波及効果に関する試算を公表
・特別市移行により、公共投資・企業誘致・スタートアップ支援などの新たな需要が生まれ、530億円の直接効果があると試算

疑問点	川崎市の試算	神奈川県の見解
❶ 東京23区並みの活動水準を前提（計407.1億円）	・大学発スタートアップ件数 +134.0%（約2.3倍） ・市街地再開発の件数 +209.4%（約3.1倍） ・イベント開催　6.8億円 ※上記により誘発される民間投資 63.4億円	・東京23区に再開発や起業が集まるのは、首都機能を有しているからであり、また、大企業の本社や、国会・官庁が一極集中しているからである ・一層制の「特別市」に変えたからといって、「川崎市が東京23区並みの活動水準になる」という考え方は飛躍していないか
❷ 計算方法に関する根拠や説明がない（計35.4億円）	川崎市が特別市になることで、 ・手続きが一元化され１年あたり「3.3億円」の経済効果を創出。 ・実証フィールドとして選んで投資・活動するケースが増え、「32.1億円」の経済効果を創出。	・手続き一元化による「3.3億円」 ・実証フィールド提供による「32.1億円」 といった経済効果の算定根拠や計算式の記載がない
❸ 業務効率化の試算方法が不明（計87.4億円）	県内の川崎市域の事業費（1,900億円） × 職員削減目標率（4.6%） ＜住民一人当たりの年間行政コスト＞ ・現在の神奈川県　：28.3万円/人 ・特別市移行後の川崎市：29.4万円/人	・職員削減目標率（4.6%）を職員数ではなく、事業費にかけており、計算方法が適切か疑問 ・左記とは別に、人件費や施設費削減を積算した結果（32.5億円）も記載されているが、効果が小さいデータは不採用となっており、理由も不明 ・コスト増となるデータは不採用としている

➡ 直接効果530億円については、考え方の飛躍や計算方法の根拠・説明の不足、恣意的なデータの選択などが見受けられ、試算の根幹部分に疑問

参考資料２

～県内市町村、団体からの特別市反対要望について～

神奈川県町村会 特別市の法制化に反対する要望



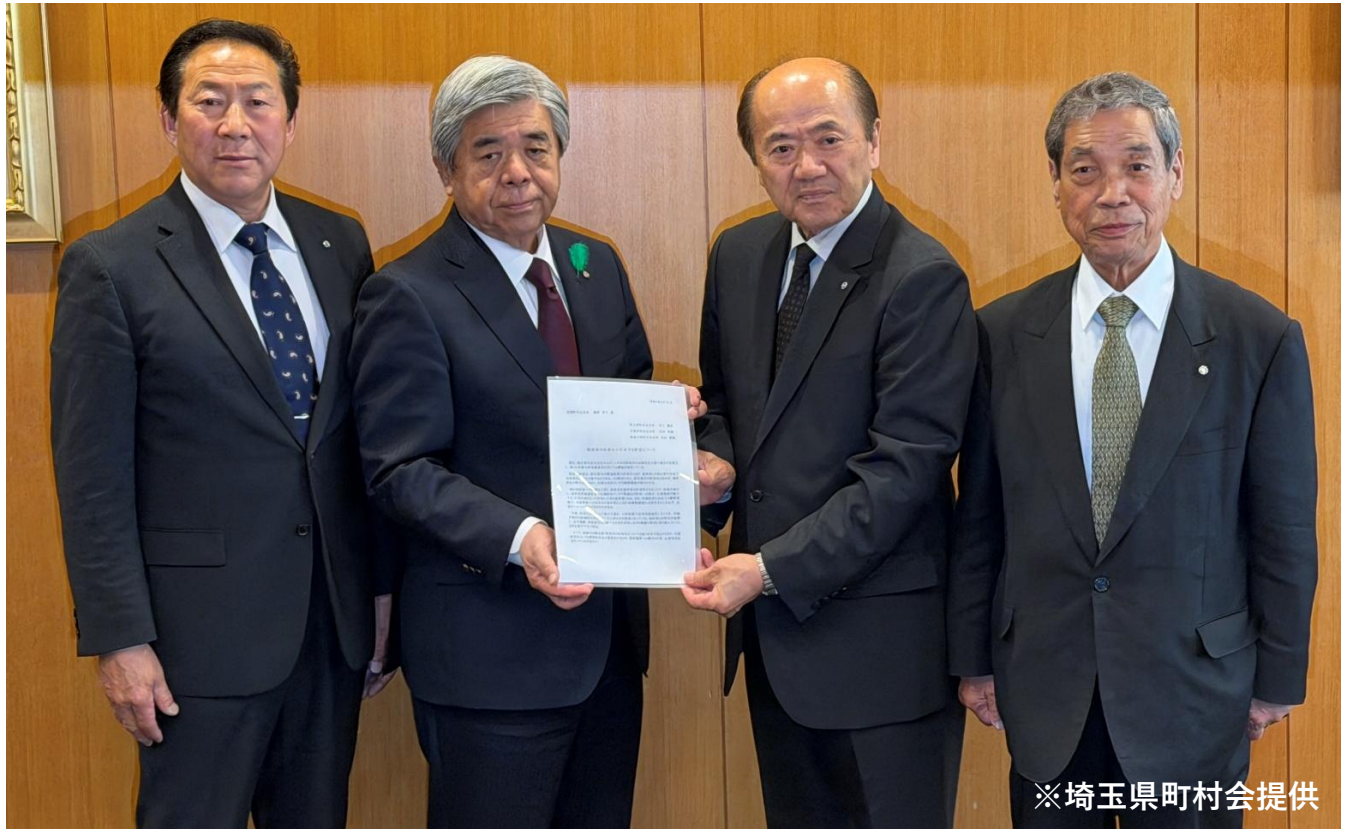
○ 4/14受領
○ 神奈川県内全14町村長が反対表明

※写真左から、
村田二宮町長（政務担当役員）、木村寒川町長（会長）、黒岩知事、山梨葉山町長（副会長）、本山松田町長（副会長）
（カッコ内は神奈川県町村会役職）

要望の概要

- 県の広域的な調整機能が損なわれ、由々しき事態が生じる。
- 財政面への影響は看過できない。町村行政にとって非常に大きな負担増。
- 地域の分断を招く特別市の法制化については、神奈川県町村会として反対。

埼玉県・千葉県・神奈川県 三県町村会 合同要望



○4/24、三県町村会が
全国町村会会長に要望

※写真左から、
井上 埼玉県町村会会長、棚野 全国町村会会長、木村 神奈川県町村会会長、岩田 千葉県町村会会長

要望の概要

- 道府県を分断することとなり、広域自治体としての調整機能が損なわれる。
- 特に財政面への影響は大きく、（中略）町村行政にとって非常に大きな負担増。
- 地域の分断を招く特別市の法制化については強く反対。
- 全国町村会としても関係町村会の意見をとりまとめ、
- 関係機関への働きかけ等、必要な対応を行っていただきたい。

県内３政令市を除く全16市長からの特別市の法制化に反対する要望



○ 5/12受領
○ 神奈川県内３政令市を除く全16市長が反対表明

※写真左から、
・一列目
古谷田大和市長、佐藤座間市長、内野海老名市長、黒岩知事、松尾鎌倉市長、高橋秦野市長

・二列目
上前厚木市副市長、加藤小田原市長、桐ヶ谷逗子市長、加藤南足柄市長

要望の概要

- 指定都市域内の道府県の権限や税財源のすべてが移譲されれば、指定都市以外の市町村には大きな影響を及ぼす。
- 県の担う広域的、調整的機能や財政基盤が著しく弱体化し、県としての機能が成り立たなくなるおそれがある。
- 残された市町村では、住民にとって必要不可欠なサービスの維持・確保が困難になる。
- 特別市とそれ以外の市町村との間で格差の拡大が生じかねない。
- 残された市町村は成り立たなくなる。
- 極めて大きな課題や懸念のある特別市制度は認められない。特別市の法制化に強く反対。

県内３政令市を除く全30市町村長、知事による林総務大臣への要望



○5/15要望

○神奈川県内３政令市を除く全30市町村長が反対表明

※写真左から、
・一列目
　佐藤座間市長、山口厚木市長、黒岩知事、林総務大臣、内野海老名市長、木村寒川町長

・二列目
　松尾鎌倉市長、古谷田大和市長、加藤小田原市長、萩原伊勢原市長、本山松田町長、鈴木藤沢市長

要望の概要

- 巨大な一層制の特別市が実現して県を分断することになれば、
- 市町村域における県の連絡調整や補完、広域行政事務に大きな支障が生じる。
- 県による行政サービスや市町村への支援が大幅に低下するなど、
- 特別市とそれ以外の自治体との間で格差の拡大が生じる。
- １人の市長と１つの市議会のみで地方自治を行うこととなるため、行政と住民との距離が遠くなり、住民の多様な声を拾い上げてきめ細やかな行政サービスを提供できるのか疑問。
- 特別市制度は、大都市制度の選択肢にはなり得ない。
- 国においても、新たな大都市制度として特別市の法制化は行わないよう、強く要望する。

神奈川県私立中学高等学校協会 特別自治市構想に反対する要望



一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会
工藤理事長（写真左）

○ 5/19受領

○ 県事業に関係のある団体からの要望は初めて

要望の概要

- 政令指定都市が神奈川県から独立することになれば、これまで維持されてきた私学経常費補助を中心とした支援の枠組みに深刻な影響が及ぶことが懸念。結果として教育機会の格差が拡大するおそれ。
- 政令指定都市が県から独立した場合、制度上は「県外」として扱われる可能性が生じ、県立高校への受験資格や入学機会が制限される事態も想定。
- 神奈川私学の結束を守る立場から、特別自治市構想に対して反対の意を表明するとともに、神奈川県知事に対して、この構想の阻止に向け必要な対応をとっていただくよう要望。

神奈川県商工会連合会　特別市の法制化に反対する要望



○7/14受領
○経済界からの要望は初めて

※写真左から、
藪田副会長、中村副会長、関戸会長、黒岩知事、髙橋副会長、三枝専務理事

要望の概要

- 商工業や観光は、市町村の区域を越えて県内のさまざまな資源が連携することで発展するものだが、特別市制度はこのような状況に水を差す。
- ダム建設により生活に著しい影響を余儀なくされる住民は、同じ神奈川県の都市住民の水を確保するために協力したが、特別市導入は、このような歴史に背を向けるもの。
- 県の財源が減少すれば、県による広域調整機能や行政サービスに支障が生じるとともに、県から各商工会への支援の縮小又は廃止により、商工業者の苦境を招く。
- 特別市制度は広域行政の基盤を揺るがし、地域間の分断を招く。
- 指定都市が、県との議論の場に30市町村を加えない姿勢も甚だ疑問。
- 県内19商工会とともに、特別市の法制化に反対を表明。

神奈川県建設業協会　特別市制度に反対する要望



○8/24受領
○建設業界からの要望は初めて

①均衡ある社会インフラの整備
②災害時の広域復旧体制の構築
③建設業の人材育成の観点から
特別市の課題を指摘

※写真左から、
山本副会長、長谷川筆頭副会長、渡邉会長、黒岩知事、工藤副会長、永井副会長、遠藤専務理事

要望の概要

- 特別市制度により県と特別市の行政権限が分断されることは、広域的な社会インフラの整備計画、地域間の公共投資のバランスなどの調整機能が弱体化し、均衡ある社会インフラの整備が阻害される。
- 当協会は、これまで県と緊密に連携しながら、災害復旧工事の実働役として応急復旧に即応できる体制を構築してきたが、特別市制度によりこの連携が損なわれることは、県民の生命・財産を守る上で大きな懸念。
- 特別市による行政権限の分断は建設を学ぶ環境に負の影響を生じさせると考えられ、むしろ全県で建設やモノづくりの教育に取り組む必要。引き続き広域自治体による人材育成への支援が不可欠。
- 特別市制度は、現在、県が担っている広域行政の重要な役割を損なうとともに、社会経済の発展のために行政の広域的連携がますます重要となることに反し、地域を分断することが強く懸念されるなど、多くの問題。
- 特別市制度について、反対の立場を表明し、神奈川県に対し、法制化阻止に向けて必要な対応をされるよう強く要望。

神奈川県知的障害福祉協会など11団体　特別自治市構想に反対する要望



○8/26受領
○福祉業界からの要望は初めて

11団体は次のとおり

- 県知的障害福祉協会
- 県身体障害施設協会
- 神奈川セルプセンター
- 県高齢者福祉施設協議会
- 県身体障害者連合会
- 県老人クラブ連合会
- 県介護福祉士会
- フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会
- 県障害者地域作業所連絡協議会
- やまゆり生活サポート協会
- 県手をつなぐ育成会

※写真左から、小野副会長、市川理事長、鈴木会長、出縄会長、黒岩知事、宮下会長、鈴木会長、森副会長、海原副理事長

要望の概要

- これまで県は「オールかながわ」の精神で広域のセーフティーネットを構築してきたが、特別市が実質的に独立し、権限・税財源を一元管理すれば、県内の行政サービス低下と県域市町村の財政基盤の弱体化を招く。
- これまで培ってきたネットワークと「ともに生きる」意識を崩壊させ、県を分断する要因となる。
- 東京の一極集中と同様の構図が持ち込まれ、３政令市を抱える神奈川では特に問題が複雑化する。
- 既に政令市と県域市町村とで級地格差や自治体からの財政的支援の格差がある中、都市型福祉特有の高コスト構造も相まって、福祉施設の財政格差が拡大し、福祉人材流出が深刻化するものと危惧。
- 公的資金の再配分は損得勘定でなく連携・協調に基づくべきであり、居住地にかかわらず県民に平等な権利が保障されるべきとして、特別市制度について反対の立場を表明。

県内３政令市を除く全30市町村長による藤井総務大臣への要望



○11/４要望
○神奈川県内３政令市を除く
全30市町村長が反対表明

※写真左から、
出口三浦市長、木村寒川町長、萩原伊勢原市長、山口厚木市長、藤井総務大臣、
内野海老名市長、高橋秦野市長、松尾鎌倉市長、古谷田大和市長

要望の概要

- 指定都市域内の道府県の権限や税財源のすべてが移譲されれば、指定都市以外の市町村には大きな影響を及ぼす。
- 県の担う広域的、調整的機能や財政基盤が著しく弱体化し、県としての機能が成り立たなくなるおそれがある。
- 残された市町村では、住民にとって必要不可欠なサービスの維持・確保が困難になる。
- 特別市とそれ以外の市町村との間で格差の拡大が生じかねない。
- 残された市町村は成り立たなくなる。
- 極めて大きな課題や懸念のある特別市制度は認められない。特別市の法制化に強く反対。

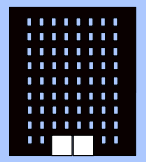
参考資料３

～指定都市が主張する二重行政について～

（参考）３－１　指定都市が主張する二重行政について

「非効率」、「住民にとって過重な負担」ではない

二重行政との指摘は当たらない



指定都市の主張

- 道府県と指定都市で類似する施策を実施しており、非効率なものや手続面等で住民にとって過重の負担になっている



神奈川県の考え方

- 指定都市から課題が指摘されれば、個別に権限移譲とそれに伴う財源措置を図っている
- 指定都市が主張するものは、法令に基づく役割分担や住民ニーズに基づくもの（図書館、公営住宅等）

（参考）神奈川県における現行の権限移譲に係る協議の仕組み	• トップ同士の「指定都市都道府県調整会議」 • 事務レベルでも、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」 （パスポートの発給事務、高圧ガス保安法に基づく許認可権限等を移譲）

（参考）３－２　私立幼稚園等の認可・指導監督

国は、県による幼稚園から高校までの **広域的見地に立った私学行政** を要請

指定都市の主張

- 幼稚園と保育所の事務権限が一元化されておらず、県と市の役割分担が曖昧になっている

神奈川県の考え方

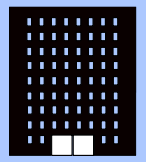
- 私立幼稚園に係る事務については、①設置認可、②私立学校審議会の設置・運営、③経常費補助金等の交付が一体的に行われており、現行法においても、①は県から指定都市に事務の権限移譲が可能
- 一方で、②・③の移譲は法改正が必要であり、①～③が一体的に行われていることから、３つまとめてでなければ権限移譲は難しいものと考える
- なお、②・③の移譲について、国は否定的な見解（※）を示している

国が指摘する課題	幼稚園から高等学校までの各段階の接続や連携の在り方などを勘案した上で、（広域的見地に立って）域内の私学行政について、幼稚園から高校まで一貫して政策を講じるべき

（参考）３－３　都市計画事業の認可等

都市計画は **広域的見地からの調整** が必要

各市が施行する都市計画事業認可は、**適切性・公益性担保** のため、引き続き県が担うべき



指定都市の主張

- 県との調整や確認に時間を要するなど、迅速かつ的確な政策展開に支障



神奈川県の考え方

- 都市計画区域の指定や、特に広域の見地から決定すべき都市施設（上下水道や一級河川等の一部）に関する都市計画の決定に係る事務は、都道府県が担っている
- 市町村が施行する都市計画事業の認可については、適切性・公益性を確認する必要があるため、都道府県が行うこととされている
- また、都市計画において、広域調整の必要性が総務省「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」でも指摘されている

（参考）３－４　急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域の指定等

土砂災害対策はハード・ソフトの一体的な対策が国の要請

ハード対策のみ移譲は困難

指定都市の主張

- 急傾斜地の安全性に関する相談や周知は市が実施するが、施設整備等は県が行っており、住民にとって事業全体の窓口が複雑化

神奈川県の考え方

- 土砂災害対策については、ハード対策（施設整備等）とソフト対策（警戒区域の指定や警戒情報の発出等）の一層の連携が国から求められている（※）
- そのような中、法の趣旨であるハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策の推進の観点からハード対策のみ移譲することは困難

国が指摘する課題	• 土砂災害対策では、ハード対策（急傾斜地法に基づく施設整備等）とソフト対策（土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定や警戒情報の発出等）とを連携して進めるべきであり、急傾斜地法の事務のみを移譲することで新たな二重行政の発生が懸念される • 市の技術力や執行体制、県との協力体制等、権限移譲を行ったとしても土砂災害対策に支障がないことが示されない限り、移譲には賛成しかねる

（参考）３－５　交通安全対策・交通規制

県と市の役割分担は **法令上明確**

広域犯罪の対応力低下等 **デメリットの方が大きい**

指定都市の主張

- 規制に関する標識等は県、安全に関する標識等は市の権限であり、地域の実情に応じた、一体的な交通安全対策を実施できない

神奈川県の考え方

- 道路交通法上、交通規制は都道府県公安委員会（県警）が、その他の安全対策は道路管理者（指定都市内は市）が担当する
- 交通規制と道路管理との役割分担は法令上明確であり、特別市になったとしても、その役割分担（関係性）は変わらないため、指定都市が主張するようなメリットがあるか疑問
- かえって、広域犯罪への対応力低下など、警察を分割するデメリットの方が大きい

（参考）３－６　新たな感染症など危機事象への対応

県は国が示したワクチンの配分スケジュールに沿って対応しており、**県内の配分は遅れていない**

指定都市の主張

- ワクチンの配分は県を通じて行われたことにより、配分に遅れが生じ、市民への接種が遅れた

神奈川県の考え方



- 予防接種法上、予防接種は本来市町村の事務だが、コロナ禍の非常事態において国全体でワクチンの総量が十分でない中、都道府県が市町村への配分調整を行うよう、国が指示したもの
- 数に限りがあるワクチンを円滑に県内全域に行き渡らせるよう、大都市部を含めた全県での広域的な配分調整が不可欠であった
- また、県は国が示したワクチンの配分スケジュールに沿って対応しており、「配分が遅れた」という事態は起きていない

参考資料４

～特別市移行により発生する二元行政について～

（参考）４　特別市移行により発生する二元行政について

特別市移行により、県と特別市という２つの **広域的機能を有する自治体が分立**

これまで不要であった **新たな協議・調整や非効率な事務処理が発生**

特別市移行により新たに生じる二元行政（具体例）

災害対応業務

実働部隊（警察・消防・自衛隊等）のオペレーション

県内全域の被害状況を見据えた上での適切な部隊投入のための県と特別市での調整が新たに生じ、災害対応能力が低下するおそれがある

県外からの応援の投入先調整

外部機関との調整窓口が県と特別市で分散し、迅速かつ効率的な人員調整への支障を招くおそれがある

支援物資にかかる資源配分調整

県と特別市のそれぞれで独立して被害想定調査が実施され、適切な資源配分ができなくなる

河川管理業務

市域・県域を跨ぐ河川について、管理区域の分断により、護岸整備、河川改修の際に県と特別市において新たな調整が必要になる

特定商取引に関する行政処分・行政指導

今まで県が一括して実施していた行政処分・改善指導事務について、県と特別市を跨ぐ事案が発生した際に、県と特別市との合同処分が必要になり、処分に係る新たな調整が生じる

精神科救急医療体制

精神科救急における主要病院が全て３指定都市に設置されているため、特別市移行により県と特別市で新たな協調体制確保のための調整が必要になる